

<b>第 10 回タウンミーティング（地域自治会等意見交換会議） 議事要旨</b>	
日時：平成 31 年 1 月 11 日（金）午後 2 時～午後 3 時 30 分	
場所：山田ふれあい文化センター 多目的ホール	
対象中学校区：山田中学校（連合自治会区域：山五、南山田）	
参加者数：2 名	

市民意見・市の回答	
南山田	山田北の自転車屋跡地のフェンスはいつなくなるのか。
土木部長	大阪府茨木土木事務所が担当している。今年度中には撤去できると思う。
南山田	エキスポシティやスタジアムの開設に伴う来場者の増加に関連して 1 試合終了後、ゴミを捨てて行ったり、夜の試合後騒いだりする人がいる。 2 モノレールの輸送力についてお聞きしたい。
市長	1 情報提供いただければ、ガンバ大阪に伝え、場内放送等で改善していただく。 2 5両にできないかという交渉をしてきたが、車庫に入らないといったことから実現には至らなかった。そこで、来客者を誘導する手段として、スタジアムの外周を通り、中環から山田駅に出るガンバロードの整備を進めている。
南山田	メイシアターの年会費について、閉鎖している間も払うのはどうかと思う。
市長	払うのは個人の自由で、閉鎖している間もメイシアターを支えようという方は引き続き払えばいいと思う。
南山田	10 年くらい前、南山田小学校の運動場が狭いので、ヤンマーが社宅を売る際は、市が買い取り、運動場を広くするよう伝えていたのだが。
市長	公共施設最適化計画というのがある（10 年前はなかった）。買うかどうかの議論をした結果、子供が増えて狭いが、許容内という判断をしたのだと思う。確認しておく（※1）。
南山田	開発があるときは事前に連合自治会長に連絡があったが、最近は後手に回っていると感じる。

市長	すまいる条例にもあるように、大規模開発事業については説明会はしている。ただし、条例に規定された関係住民は説明する対象だが、連合自治会は相談する対象ではない。行政には守秘義務があり、水面下で調整していることは言えないので、直接事業者に聞いていただくしかない。
山五	中核市移行について 1  いつ移行するのか。 2  メリットはあるのか。
市長	1  3月に議決されれば、あとは手続きのみで、平成 32 年度に移行できる。 2  費用対効果論で言えば、効果は人の命や暮らしであり、お金の換算できない。
南山田	中核市移行について、保健所の話以外にないのか。
中核市移行準備室理事	中核市移行で一番大きなウェイトを占めるのは保健所である。現在の保健所は大阪府民が対象なので、大災害が発災した際、大阪南部で保健所の職員が必要となれば、吹田市で被害があっても南部に参集される。 また、日本全国にある中核市 54 市で災害時の応援協定を結んでいる。南海トラフ大地震が発災する確率は今後 30 年の間に 70%以上と言われており、きょう、あす発災するかもしれない。 よって、災害に備え、保健所を吹田市民優先にするためにも、すぐに中核市に移行する必要がある。
南山田	大阪北部地震に関連して 1  避難所として、公民館や体育館の収容数には限界がある。そこで、被害の少ない他市に避難してもらうのはどうか。 2  震度の情報の発信が高槻や豊中に比べ、吹田市はいつも遅い。吹田市には震度を測るところはないのか。
市長	1  その都度協定を結べば可能である。
推進室長 市民自治	2  吹田市は南消防庁舎に設置されており、気象庁が一元管理している。吹田市が遅いということはないと思う。 <u>危機管理室に確認しておく（※2）。</u>
山五	中核市移行に伴う事務費の増加について、どう考えているのか
準備室理事 中核市移行	権限移譲により、国から大阪府に入っていた事務費は、地方交付税として吹田市に入る。また、臨時財政対策債を発行する。これは、銀行から借金をし、後で国から回収するというシステムである。
南山田	自治会に入るメリットはとよく聞かれる。条例等で1年は自治会に入らないといけないということではないか。

市長	自治会に限らず、同窓会やPTAでも同じことが聞かれる。新規開発をするところには、自治会に加入するよう伝えている。以前に比べ、サークルやボランティアをする人が増え、風潮は変わってきており、悲観はしていない。
山五	吹田市の高齢化率は今後上がってくると予想されるが、中核市移行に伴い、要支援1、2の方は吹田市で面倒を見ることになるのか。
準備室理事 中核市移行	中核市移行に伴い、福祉の分野で、直接的にサービスを向上するような権限は下りないが、特別養護老人ホーム等に対する指導や監査が独自にできるようになり、苦情が届きやすくなるので、間接的にサービスの向上が期待できる。
南山田	市役所内で、怒鳴り散らしている市民がいるが、別室に連れて行くといった対応はできないか。
市長	確かに印象は悪い。市役所なので大きい声を出すのだと思うが、吹田市はまだ少ないほうである。

(※1) 都市計画室に確認したところ、

- ・市街化区域内で 5,000 m<sup>2</sup>以上の土地の売買は市に届け出が必要。
- ・「公有地の拡大の推進に関する法律」で、土地の先買い制度としての手続きとなる。
- ・当該地は平成 30 年 6 月 21 日に届け出受理。
- ・平成 30 年 6 月 22 日に教育総務室、保育幼稚園室と事前協議。
- ・平成 30 年 6 月 25 日に教育政策室、保育幼稚園室、消防本部総務課、総務交通室に買取希望等の調査照会。
- ・平成 30 年 7 月 19 日に市の買取希望なしをヤンマー側に回答、とのこと。

(※2) 危機管理室が気象庁に確認したところ、

- ・大阪府が地震計を設置。地震の震度 1 以上が気象庁へデータが流れる。
- ・気象庁から地震の震度 1 以上のデータが放送局に流れ、テロップに映るまでのシステムが構築される。
- ・市町村の番号が付番されており、吹田市は比較的上位のため表示は早いほうだと思われる、とのこと。